

改正

昭和38年4月1日告示第6号

昭和41年1月31日告示第9号

昭和41年11月1日告示第54号

昭和44年2月22日告示第7号

昭和46年6月11日告示第25号

昭和49年4月22日告示第14号

昭和53年7月1日告示第41号

昭和53年9月1日告示第49号

昭和58年6月20日告示第41号

昭和59年7月27日告示第92号

大和市掲示場設置規程

大和市公告式条例（昭和31年大和町条例第7号）第2条第2項に規定する掲示場の位置は、次のとおりとする。

大和市下鶴間一丁目1番1号

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 大和町公告式規程（昭和31年大和町規程第1号）は、廃止する。

附 則（昭和38年告示第6号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年告示第9号）

この告示は、昭和41年2月1日から施行する。

附 則（昭和41年告示第54号）

この告示は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則（昭和44年告示第7号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和46年告示第25号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和49年告示第14号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和53年告示第41号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和53年告示第49号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和58年告示第41号）

1 この告示は、昭和58年8月1日から施行する。

2 改正後の大和市掲示場設置規程第8号の規定は昭和55年8月1日から、第10号の規定は昭和55年8月21日から適用する。

附 則（昭和59年告示第92号）

この告示は、昭和59年8月6日から施行する。